

# マイナンバーカード取得で市内店舗で 利用可能なポイントなどがもらえます

市では、国の「自治体マイナポイントモデル事業」を活用し、マイナンバーカード取得者へ地域経済活性化につながる給付を実施します。これにより、デジタル社会のインフラとなるマイナンバーカードの普及促進を図ります。また、全国に先駆けてマイナンバーカードを活用した地域通貨の給付を行うことで、本市でのキャッシュレス決済を推進します。

◎問い合わせ 市民課 ☎2312774

## 給付の概要

市内の対象店舗で使える地域通貨7千円分を給付します。

●**対象者** マイナンバーカードを取得済み、または給付期間内にカードを取得した人

●**給付期間** 令和3年7・8月～12月末

●**利用期間** 令和3年7・8月～令和4年1月末

※国の事業のためスケジュールが前後することがあります

## ステップ1

マイナンバーカードを取得しよう！

市では、マイナンバーカードの申請の無料サポートを行っています。

●**場所** コミュニティセンター、各

## ステップ2

地域通貨を利用しよう！

総合支所市民生活課、各地区市民センター  
※カードの申請から発行まで約2カ月かかりますので、早めに申請ください

①マイナンバーカード取得後、マイキIIDを設定

②スマートフォンに地域通貨アプリをインストール

③地域通貨ポイント申請

④対象店舗で同アプリを使って買い物

①、②が難しい人は、市役所でもサポートを行います。

※対象店舗などは、市ホームページやチラシなどで募集・公開

## 注目 topic

### キャッシュレス決済できる 地域通貨アプリを無償構築！

本市は、公益社団法人日本青年会議所九州地区協議会および、レヴィアス株式会社と「自治体マイナポイントモデル事業の実施に係る三者連携協定」を4月20日に締結しました。

地域通貨アプリを構築するため三者が連携し、店舗に負担なくキャッシュレス決済を推進します。



レヴィアス株式会社 田中慶子代表取締役(写真左)  
公益社団法人日本青年会議所九州地区協議会 柴崎正俊会長(写真右)



キャッシュレス決済イメージ

キャッシュレス決済を利用しない人などには地域振興券を配布！

スマートフォンが無く、キャッシュレス決済を利用できない人などを対象に、地域振興券5千円分を配布します。

●**対象者** マイナンバーカードを取得済みの人で、キャッシュレス決済を利用できない人、または地域通貨の申し込みを給付期間内にしなかった人

●**配布期間** 令和4年1月～7月末

●**利用期間** 令和4年1月～8月末

※使える店舗などは市ホームページなどで募集・公開します